

犬山市地域クラブ認定要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和7年12月文部科学省）の「地域クラブ活動に関する認定制度」（以下「認定制度」という。）に基づき、犬山市立学校設置条例（昭和39年条例第11号）第2条第1項の規定により設置する中学校（以下「中学校」という。）の部活動に代わる活動を実施する団体（以下「地域クラブ」という。）の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

（認定要件）

第2条 犬山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が地域クラブとして認定する団体は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 中学校の部活動が担ってきた教育的意義を継承及び発展させた活動であり、中学校に在籍する生徒が希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること。
- (2) スポーツ庁及び文化庁が定めるガイドラインに沿った適切な活動時間及び休養日が設定されていること。
- (3) 参加費は、活動の維持及び運営に必要な範囲で可能な限り低廉であること。
- (4) 暴言、暴力、ハラスメント、いじめ、無視等の不適切な行為の防止等を徹底し、適切な指導の実施体制が確保されていること。
- (5) 生徒の発達段階及び健康の状態、気温、湿度、暑さの指数等の環境、施設、設備並びに用具の点検等を行い、事故防止を徹底していること。
- (6) 生徒、指導者等の活動中に生じた負傷、事故等を補償する保険に加入していること。
- (7) 次の事項が記載された規約等を作成し、及び公表していること。

と。

ア 団体の活動目的

イ 役員として代表、会計及び監事の設置

ウ 会員の入退会

エ 参加費

オ 会計監査の実施

(8) 関係法令を遵守し、規約等に基づき適切な運営が行われていること。

(9) 中学校、教育委員会等との連携が適切に行われていること。

(申請)

第3条 地域クラブの認定を受けようとする団体は、犬山市地域クラブ認定申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

(1) 犬山市地域クラブ認定要件誓約書（様式第2）

(2) 活動計画書（様式第3）

(3) 団体の規約等

(確認調査)

第4条 教育委員会は、前条の申請を行った団体（以下「申請団体」という。）に対し、同条の提出書類を審査するため、必要に応じて申請団体の事務所等の現地調査を行い、申請団体に対し報告を求めることができる。

(認定)

第5条 教育委員会は、第3条の申請があったときは、その内容を審査し、認めるときは犬山市地域クラブ認定通知書（様式第4）により、不相当と認めるときは犬山市地域クラブ不認定通知書（様式第5）により申請団体にその旨を通知するものとする。

2 教育委員会は、前項の認定をする場合において必要と認める場合は、当該認定に条件を付すことができる。

(認定地域クラブへの支援)

第6条 教育委員会は、前条第1項の認定を受けた申請団体（以下

「認定地域クラブ」という。) に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 学校施設の利用に関すること。
- (2) 中学校体育連盟主催等の大会、コンクール等への参加に関すること。
- (3) その他教育委員会が特に必要と認めること。

(報告)

第7条 認定地域クラブは、毎年3月末日までに、当該末日の属する年度の事業報告及び会計の決算報告を教育委員会に行うものとする。

(変更申請)

第8条 認定地域クラブは、第3条の申請に係る事項等に変更があったときは、速やかに犬山市地域クラブ認定事項変更届出書(様式第6)を教育委員会に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、地域クラブとしての認定を取り消すことができる。

- (1) 認定地域クラブから犬山市地域クラブ認定取消届出書(様式第7)が提出されたとき。
- (2) 運営又は活動内容が著しく不相当と認められ、改善の勧告その他の指示に従わないとき。
- (3) 第2条に掲げる認定要件を満たさなくなったとき。
- (4) 第7条の報告を行わなかったとき。
- (5) その他教育委員会が特に必要と認めるとき。

2 教育委員会は、前項の規定により認定を取り消したときは、犬山市地域クラブ認定取消通知書(様式第8)により当該認定に係る団体にその旨を通知するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 年 月 日から施行する。